

# ひとりで悩まないで(相談)

## 家庭児童相談

お子さんのことでお悩みのときあなたの力になります。相談員がおりますので気軽にご相談ください。

### ●子どもの相談

お子さんの心や体の発達に関する相談  
心身障害の相談  
保育所(園)学校生活でのこと  
非行・不良行為など

### ●子育て中の保護者の悩み

相談相手がいらない  
イライラして子どもをたたいてしまう、  
怒鳴ってしまう  
家族関係での悩みなど

### ●その他

ご近所のお子さんが気になる、心配な家族を見聞きした方からの相談情報提供

※相談内容についての秘密は厳守します。

※家庭児童相談室は、ケースにより児童相談所、子育て世代包括支援センター、保育園等の就学前教育・保育施設、健康増進課、教育委員会、学校などの関係機関と連携し、支援していきます。

## 家庭児童相談室

問 子育て支援課内 ☎21-2227

月～金(祝日、年末年始を除く)  
9時～16時

## 虐待かもと思ったら

●児童相談所虐待対応ダイヤル(無料)

☎189(いちはやく)  
お近くの児童相談所につながります。

●栃木県南児童相談所

☎24-6121

## DVに関する相談

問 配偶者暴力相談支援センター ☎21-2218

DV(配偶者等からの暴力等)被害に関する相談をお受けします。

DVかなと思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください。

### ●身体的暴力

なぐる・ける・物を投げつける等

### ●精神的暴力

大声でどなる・生活費を渡さない等

### ●経済的暴力

生活費を渡さない・経済的自由を奪われる等

### ●性的暴力

性行為の強要等

※相談内容についての秘密は厳守します  
緊急の場合は最寄りの警察署までご連絡ください。

## こころの健康相談

眠れない、落ち込む、生きづらさを感じている等の、こころの悩みがある方やご家族の相談にカウンセラーが応じます。些細なことでもお気軽にご相談ください。

予約受付

健康増進課健康づくり係 ☎25-3511

## ショートステイ(里親・施設)

### ●子育て短期支援事業

保護者の様々な理由により家庭で養育することが一時的に困難になった場合、その児童の養育を里親や児童養護施設に委託し、必要な保護を行う事業です。

対象児童 0～18歳未満


※詳しくは、子育て支援課(21-2226)へ

0歳から18歳未満のお子さんに関するさまざまな問題(成長に伴って生じてくる「心のこと」「身体のこと」「学校のこと」など)について、経験豊富な専門スタッフ(児童福祉司、児童心理司、相談員、小児科医、精神科医)が相談に応じます。

相談方法 面接、電話、訪問

受付 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分

## 子育ての相談一覧

	相談内容	施設名	電話による相談		面接による相談	
育児・子育て	妊娠・出産・産後ケア・母乳・育児の相談 お子さんの発育発達 の相談 栄養(離乳食等)相談 等		25-3505	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	今泉町2-1-40 栃木保健福祉 センター	月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	【子育て相談】 保健師による育児 相談 栄養士による離乳 食・幼児食相談 歯科衛生士による 歯科相談 身体計測 親子遊び	すこやか子 育て相談室 (子育て世 代包括支援 センター)	—	—	今泉町2-1-40 栃木保健福祉 センター	【予約制】 1週間前までに TELにてお申込み 予約時に希望時間 をうかがいます。 申込先 子育て世代包括 支援センター係 ☎25-3505  ※日程は、市ホーム ページでご 確認ください。 
	お子さんの心や育 ちに関すること 子育てに関すること	こども サポート センター	20-7705	月～金 9時～17時 (祝日、年末年始除く)	栃木市城内町 2-2-28 (オンライン 相談可能)	【予約制】 月～金 9時～17時 (祝日、年末年始除く)
悩み 心配ごと	小・中学生の教育相談	スクールカ ウンセラー	各小・中学校に配置しています。 教育相談を希望する方は、お子さんの在籍する学校にご相談ください。			
	子ども・保護者の教 育に関する相談	栃木市“あつ たか”電話	21-2478	月～金 8時30分～17時15分	万町9-25 本庁舎4F	事前予約が必要 (1回50分程度)
	いじめ相談 青少年相談 (非行問題・不登校 など)	青少年育成 センター (教育委員会 事務局生涯 学習課内)	24-0667 23-6566	月～金 9時～17時 ※土日祝日・時間 外は事前予約 が必要	万町9-25 本庁舎4F	月～金 9時～17時 ※土日祝日・時 間外は事前予 約が必要
	カウンセラーによる こころの健康相談	健康づくり係 (栃木保健福 祉センター)	—	—	今泉町2-1-40 栃木保健福 祉センター	【予約申込先】 健康づくり係 ☎25-3511 ※日程は市ホーム ページでご 確認ください。

	相談内容	施設名	電話による相談	面接による相談
悩み・心配ごと	養護相談(虐待含)・障がい相談 非行相談・育成相談	栃木県南児童相談所	24-6121 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) ※上記以外の時間は189 (児童相談所全国 共通ダイヤル)	沼和田町 17-22 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) 基本的に予約制 です。
	児童虐待相談	子育て支援課	21-2227 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く) ※上記以外の時間は189 (児童相談所全国 共通ダイヤル)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	家庭児童相談 (0～17歳の子どもとその 家族・ヤングケアラー等)	家庭児童 相談室 (子育て支援課内)	21-2227 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
	婦人・ひとり親家庭 相談	子育て支援課	21-2229 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
DV	配偶者等からの暴力(DV)相談	配偶者暴力 相談支援セ ンター	21-2218 月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)	—
		栃木警察署 生活安全課	25-0110	箱森町40-14
養育費	養育費と面会交流 に関する相談	養育費等 相談支援セ ンター	フリーダイヤル 0120-965-419 携帯からは 03-3980-4108 月・火・木・金 10時～20時 水 12時～22時 土・祝日 10時～18時 ※メール相談 info@youikuhi.or.jp	—
その他	障がい児者相談	障がい児者 相談支援セ ンター	21-2219 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)
	ひきこもり相談	障がい児者 相談支援セ ンター	21-2219 月～金 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始除く)	万町9-25 本庁舎2F 第2木曜日 (事前予約が必要) 10時～12時/ 13時～15時 ☎21-2219

— 広 告



カウンセリングサロン  
**Wisteria**  
ウィステリア

うつ病など  
についてお薬との  
向き合い方  
・効果  
が分からない

自分に  
自信がない

人間関係  
・職場  
・家族  
・友達など

ご夫婦について  
困っている

職場復帰  
不登校など



〒328-0015 栃木市万町9-5 シティビル3階 TEL:0282-21-8078

ひとりでも悩まないで

## オレンジリボン運動

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。



児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、民間の団体や地方自治体などの多くの関係者により児童虐待を防ぐための取り組みを推進しています。

## 児童福祉週間

厚生労働省は子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として定めています。

この児童福祉週間には、児童福祉の理念(\*)の普及・啓発のために、各種行事が行われています。

### \*児童福祉の理念(児童福祉法)

- ・すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ・すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

## 「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか？

皆さんは、自分自身がヤングケアラーであることを認識していない、あるいは、周囲に相談できない子どもが多くいることを知っていますか？

そういった子どもたちは、家族の支援を行うことで、勉強時間や友人との時間が十分に取れなかったり、進学を諦めざるを得なかったりすることがあります。

皆さんの目で気づいたこと、家族のこと、自分のことで悩んだら、ご相談ください。

子育て支援課 ☎21-2227

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、食、物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもたちの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の養育をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている